

学事第877-2号
令和3年9月28日

各私立大学・短期大学設置者 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

緊急事態宣言解除後の私立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることにお礼申し上げます。

国は令和3年9月28日に、本県の緊急事態宣言を9月30日をもって解除することを決定しました。

これを受けて、本県では同日、新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、「令和3年10月1日以降の県立学校の対応について」（別添資料1）を決定しました。

私立大学、私立短期大学におかれましては、各学校の実情に応じて引き続き適切な新型コロナウイルス感染症対策を取られるようお願いいたします。

なお、県立学校における対応を添付いたしますので、対応の参考にしてください。

総務部学事課
専修各種学校担当
電話 048-830-2562